

起業を目指す皆様へ

労働保険の知識は起業者にとって必修です！



セミナー・相談情報

厚生労働省の委託を受け、起業等に関するセミナー・相談窓口に、労働保険に詳しい講師・相談員を派遣する事業を行っています。

全国労保連の各都道府県支部にご相談ください。電話番号は、全国労保連のホームページに掲載しています。

(一社) 全国労働保険事務組合連合会 (全国労保連)

<https://www.rouhoren.or.jp/info/branch.html>



起業して労働者を1人でも雇った場合は 労働保険への加入が必要となります

労働保険への加入は、労働者を雇用する者の義務です

労働保険は労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険を総称したものであり、国が管掌する強制保険として、農林水産の一部を除き、正社員、パート、アルバイトに関わらず、1人でも労働者を雇っていれば加入義務があります。

労働者とは

労働者とは職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価として賃金が支払われる者のことをいいます。

短時間労働者（パート、アルバイト）については、

- ・労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。
- ・雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※その他、法人の役員、同居の親族等には、労災保険・雇用保険の対象とならない者もいます。

労働保険料の使用用途は（労災保険及び雇用保険とは）

○労災保険：労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や不幸にもお亡くなりになった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

※ 平成30年度は約69万人に新規の療養補償給付等を行い、約20万人に労災年金を支給しました。

○雇用保険：労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

※ 平成30年度は、約106万人に新規の一般求職者給付（いわゆる失業手当）を行いました。

保険料の負担は

労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額と保険料率（労災保険率+雇用保険率）から決まります。労働保険料のうち、労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方の負担になります。

※ 労災保険率は業種により2.5/1000から88/1000です。雇用保険率は業種により9/1000から12/1000です。労災保険率及び雇用保険率が事業の種類ごとに定められているため、労働保険料は事業の種類により異なります。

加入手続きを怠っていた場合は

1 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

都道府県労働局、労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）から指導を受けたにもかかわらず、労働保険の加入手続きを行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続きを行い、労働保険料額を決定します。

その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払っていただけない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の加入手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高年齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない可能性があります。

加入手続きの方法は

加入手続は、労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）で行っておりますので、起業して労働者雇った場合にはご相談ください。

1. 労働保険の成立手続

1-1 保険関係成立届、概算保険料申告書の提出

労働保険の適用事業となった場合（その事業が開始された日、又は適用事業に該当するに至った時）には、労働保険の保険関係成立届を所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）に提出しなければなりません。その後、その年度分の労働保険料を概算保険料として申告・納付することとなります。

1-2 雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届の提出

雇用保険の適用事業となった場合（その事業が開始された日、又は適用事業に該当するに至った時）は、上記のほかに、雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者資格取得届を所轄の公共職業安定所に提出しなければなりません。

2. 労働保険料の申告・納付

労働保険の年度更新

労働保険の保険料は、その年度における申告の際に概算で申告・納付し、翌年度の申告の際に確定申告の上、精算することとしており、事業主の皆様は、毎年、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付することとなります。これを、「年度更新」といい、各年度の6月1日から7月10日までの間（令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、6月1日から8月31日までの間）に、労働基準監督署、労働局又は金融機関で手続を行うこととなります。

労働保険の事務を労働保険事務組合に委託することができます

労働保険事務組合制度

労働保険事務組合とは、事業主の委託を受けて事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。起業をめざす方が開業する場合に事業協同組合、商工会議所、商工会等に加盟されることが多いと思いますが、その団体が厚生労働大臣から事務組合の認可を受けているか確認してください。

労働保険の手続を事務組合に委託することにより、事務の軽減が図れるほか、通常、労災保険に加入できない事業主の特別加入、保険料の3分割払いのメリットがあります。

労働保険事務組合への委託手続は

労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託するには、まず、「労働保険事務等委託書」（組様式第1号）を労働保険の事務処理を委託しようとする労働保険事務組合に提出してください。

委託できる事業主は下表の条件によります。

事業の種類	常時使用する労働者数
金融・保険・不動産・小売業	50人以下
卸売の事業・サービス業	100人以下
その他の事業	300人以下

労働災害が発生した時、労働保険に加入していない場合、労働者が大きなダメージを受けるだけでなく、**事業主は多額の補償負担を負う場合があります。**労働保険は労働者だけではなく、事業主のセーフティーネットでもあります。（参考：労働災害の発生状況）

平成31年／令和元年における死傷災害発生状況（死亡災害及び休業4日以上死傷災害）（確定）

業種	平成31年1月～令和元年12月		平成30年（1月～12月）		対平成30年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	125,611	100.0	127,329	100.0	-1,718	-1.3
製造業	26,873	21.4	27,842	21.9	-969	-3.5
鉱業	203	0.2	214	0.2	-11	-5.1
建設業	15,183	12.1	15,374	12.1	-191	-1.2
交通運輸事業	3,147	2.5	3,407	2.7	-260	-7.6
陸上貨物運送事業	15,382	12.2	15,818	12.4	-436	-2.8
港湾運送業	376	0.3	330	0.3	46	13.9
林業	1,248	1.0	1,342	1.1	-94	-7.0
農業、畜産・水産業	2,991	2.4	2,949	2.3	42	1.4
第三次産業	60,208	47.9	60,053	47.2	155	0.3
第三次産業	60,208	100.0	60,053	100.0	155	0.3
商業	19,434	32.3	19,744	32.9	-310	-1.6
うち小売業	14,666	-	14,947	-	-281	-1.9
金融・広告	1,279	2.1	1,304	2.2	-25	-1.9
通信	2,252	3.7	2,523	4.2	-271	-10.7
保健衛生業	13,559	22.5	13,208	22.0	351	2.7
うち社会福祉施設	10,045	-	9,545	-	500	5.2
接客・娯楽	9,345	15.5	9,110	15.2	235	2.6
うち飲食店	5,141	-	5,015	-	126	2.5
清掃・と畜	6,617	11.0	6,450	10.7	167	2.6
警備業	1,698	2.8	1,760	2.9	-62	-3.5
その他	6,024	10.0	5,954	9.9	70	1.2

(注) 1 労働者死傷病報告より作成したもの。

(出所：厚生労働省「平成31年／令和元年における労働災害発生状況（確定）」)

2 「-」は減少を示す。

3 「その他」は教育研究、映画演劇業等の合計値である。